

生駒市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月17日

生駒市公平委員会委員長 吉田 豊彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「職員課」を「人事課」に改める。

別表第2中

「

人権文化センター	所長
----------	----

」を

「

市民活動推進センター	所長
人権文化センター	所長

」に改

め、同表子どもサポートセンターの項を次のように改める。

こどもサポートセンター	所長
-------------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第1及び別表第2の規定は、平成25年4月1日から適用する。